

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約

（趣旨）

第1条 愛媛県（以下「県」という。）では、企画段階から多様な主体の参画と自由なアイデアを求めながら、食・観光・農林漁業の分野に関する地域課題の解決を図るため、新しいビジネスや地域活動及びこれらを支える政策を創り上げる官民共創の場として「えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

（構成）

第2条 プラットフォームは、前条に規定する趣旨に賛同の上、第5条の規定により加入した企業、団体又は個人（以下「参加者」という。）で構成する。

2 県は、プラットフォームの活動状況及び参加者の希望を踏まえて、適宜、検討テーマを決定した上で、新しいビジネスや地域活動及びこれらを支える政策を創り出すために具体的な検討作業を行うチーム（以下「アクションラボ」という。）を設置することができる。

（プラットフォームにおける活動）

第3条 プラットフォームにおいては、第1条の趣旨を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 参加者の情報共有及び連携強化並びに学習に関する活動
- (2) 新たな政策やビジネス等の創出に関する活動
- (3) 情報発信その他必要な活動

2 プラットフォームにおける活動に際し留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 県は、参加者が集まりやすい魅力的な企画づくりや勉強会、ワークショップ等の開催を通じて、開放的・協調的なカルチャー醸成に努めるものとする。
- (2) 参加者は、それぞれの役割を相互に理解した上で、主体的に、かつ、対等の立場で参画し、積極的な議論を行うとともに、意欲的に交流することにより、協調性の高い場づくりに努めるものとする。
- (3) 参加者は、広く情報共有を図り、活動の透明性を確保するため、県が、適宜、活動状況等を公表することについて承諾するものとする。

（アクションラボにおける活動）

第4条 県は、第2条第2項の規定によりアクションラボを設置するに当たっては、同項の検討テーマごとにアクションラボにおける活動に必要な規程（以下「設置規程」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、参加者有志が自ら主体的にアクションラボを運営することを前提に、その設置を希望するときは、県が必要性等を検討の上、設置の可否を決定するものとする。この場合において、参加者有志は設置規程を定め、実際にアクションラボが設置された際には、県と協議のうえ、運営を担うものとする。
- 3 県は、前2項の規定に基づき定められた設置規程を参加者に提示し、当該アクションラボへの参画を募るものとする。
- 4 第1項の規定に基づき設置されたアクションラボの運営は、県が担うものとし、第2項の規定に基づき設置されたアクションラボの運営は、設置規程を定めた参加者有志が県と協議の上担うものとする。
- 5 前項に掲げるもののほか、アクションラボの詳細については、設置規程において定めるものとする。

(加入)

第5条 プラットフォームへの加入を希望する者は、県が用意する加入表明フォームにより申請しなければならない。

- 2 参加者は、申請内容に変更があった場合には、速やかに、県に申し出るものとする。
- 3 加入に際し留意すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 参加者は、その商号若しくは名称又は氏名について、県が公表することについて承諾するものとする。
 - (2) 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、県は、当該参加者を除名することができる。
 - ア 趣旨に反する行為をするなど、プラットフォームの信用を害したとき。
 - イ 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
 - ウ プラットフォームにおいて政治的活動又は宗教的活動を行ったとき。
 - エ 第1項の規定による申請内容に虚偽があると判断されたとき。
 - オ 長期にわたりプラットフォームへの参加がないなど、活動継続の意思がないと判断されるとき。
 - カ その他プラットフォームの運営に当たり、重大な支障が生じると認められたとき。
- 4 加入期間は、加入表明時の年度末までの期間とし、特に脱退する意思表示をしない限り、次の年度へ自動更新するものとする。

(脱退)

第6条 参加者が脱退するときは、県に脱退を申し出なければならない。

- 2 参加者のうち、企業及び団体が解散し、又は営業を停止したときは、脱退したものとして取り扱う。

(会費)

第7条 プラットフォームへの加入費用は、無料とする。

2 プラットフォーム参加に係る諸経費その他の活動に伴う経費が発生する場合は、参加者がこれを負担するものとする。

(秘密の保持)

第8条 県は、プラットフォーム及びアクションラボの運営、県の発行物及びホームページへの掲載以外に、参加者から取得する個人情報を使用してはならない。

2 前項に定めるもののほか、アクションラボにおいて県及び参加者が遵守すべき秘密保持に関する事項は、設置規程で定める。

(事務処理)

第9条 プラットフォームの運営等に関する事務は、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月25日から施行する。